

意見書案第1号

政治資金規正法の改正も含めた再発防止を求める意見書

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し『政治資金規正法の改正も含めた再発防止を求める意見書』を別紙のとおり提出する。

令和6年 3月28日

京田辺市議会

議長 河本 隆志 様

提出者	京田辺市議会議員	橋本 善之
〃	〃	上田 毅
〃	〃	菊川 和滋
〃	〃	青木 綱次郎
〃	〃	河田 美穂

政治資金規正法の改正も含めた再発防止を求める意見書（案）

政治資金規正法に基づく、自由民主党の派閥主催の政治資金パーティーに関して、収入の一部、また、派閥から所属議員へ支出された政治資金の一部が、派閥側または参加議員側を含めた双方の政治資金収支報告書に不記載があったことが明らかになった。

政治資金規正法は、議会制民主主義の下における政党その他の政治団体の機能の重要性及び公職の候補者の責務の重要性にかんがみ、政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治団体の届け出をはじめ政治団体に係る政治資金の収支の公開や、政治団体及び公職の候補者に係る政治資金の授受の規正などを講ずることにより、政治活動の公明と公正を確保し、もって民主政治の健全な発達に寄与することを目的に制定されたものである。

そのような中で今般の件は、同法に抵触するものであり、政治への国民の信頼を著しく損ねる行為である。

よって、国におかれては、今回の不記載行為の全容解明を進められ、政治資金規正法の抜本的改正も含めた再発防止のために必要な措置を講じるよう強く要請するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

京都府京田辺市議会

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣